

加古川市選挙管理委員会特定個人情報等取扱要綱

平成28年1月13日

選挙管理委員会決定

加古川市選挙管理委員会における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号及び同条第8項に規定する特定個人情報の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、加古川市特定個人情報等取扱要綱（平成27年11月10日市長決定）の例による。

附 則

この要綱は、平成28年1月13日から施行する。